

島本町個人情報保護条例の一部改正（案）の概要

1 条例改正の理由

行政運営の効率化と、申請・届出等の手続きの簡素化により国民の負担を軽減することなどを目的として、平成25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」と言います）が公布され、平成27年10月から住民票を有する全ての個人に「個人番号」の付番が始まることとなりました。

番号法では、「個人番号」をその内容に含む情報を「特定個人情報」と言い、これは島本町個人情報保護条例（以下「条例」と言います）に規定する個人情報に該当するため、条例の規定に基づいて保護措置がなされることとなりますが、番号法では、「特定個人情報」の取扱いに関して、地方公共団体に対してより厳格な保護措置を講じるように求めています。

そのため、番号法の趣旨に沿って条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1)定義の追加（第4条）

「特定個人情報」及び「情報提供等記録」の取り扱いについて条例に規定するため、新たに定義規定を設けるものです。

(2)第三者点検の実施（第11条）

番号法では、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する「特定個人情報保護評価」の実施を義務付けています。

評価の方法は、対象者と取扱人数によって異なりますが、最も対象者と取扱人数が多い時に実施する「全項目評価（対象者30万人以上など）」を行う際に第三者による評価書の点検を行う必要があります。

本条では、その第三者点検を、本町の個人情報保護運営審議会が行うことを定めるものです。

※人口規模から考えて、本町で全項目評価を行うことは現在のところ予定していませんが、重大事故が発生した場合などに自主的に実施することが考えられるため、本条を設けています。

(3)特定個人情報及び情報提供等記録の利用及び提供の制限（第13条、第13条の2、第13条の3）

特定個人情報は、利用目的以外の目的での利用について、本町の条例よ

りもさらに厳格に利用できる事由を限定していることから、条例第 13 条の規定から特定個人情報を除外し、条例第 13 条の 2 に新たに特定個人情報の目的外利用について規定しました。また、情報提供等記録については目的外利用が禁止されているため、同じくその旨を規定しています。

併せて、番号法第 19 条の規定による提供の制限についても、条例第 13 条の 3 において規定しています。

(4)電子計算機の接続の制限（第 15 条）

条例では、個人情報の管理及び事務を処理するために電子計算機処理による結合を行ってはならないとされていますが、番号法では、情報提供ネットワークシステムによるオンライン結合を行い、特定個人情報の提供を行うこととなっているため、対象となる個人情報から特定個人情報を除外しました。

(5)情報提供等記録訂正の際の通知（第 21 条の 2）

「情報提供等記録」は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されているものです。このことから、番号法では、「情報提供等記録」を訂正した場合にこれらの主体へ通知しなければならないこととしているため、本町の条例においても同様の規定を行うものです。

(6)特定個人情報の訂正、利用停止、削除（第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2、第 23 条）

番号法では、特定個人情報について、本町の条例が規定する以外の事由による利用停止等の請求を認めているため、条例第 21 条から削除の請求を、条例第 22 条から利用の中止の請求を除外し、条例第 22 条の 2 において特定個人情報に関して利用停止や消去などの請求ができる事由を規定するものです。

また、情報提供等記録については、システム上自動で保存されるものであり、利用制限等に違反する取り扱いが想定されないことから、利用停止請求を認めないこととしています。

(7)他の法令等による開示等との調整（第 26 条）

条例第 26 条では、他の法令等により開示が定められている場合には条例を適用しない旨の規定があるが、特定個人情報に関しては、マイポータルによる情報開示の方が、より住民の利便性が高いことが想定されるため、マイポータルによる情報開示が行われた場合でも、条例に基づいた開示等を行うことができるように、対象となる個人情報から特定個人情報を除外するものです。

3 今後のスケジュール

- (1)パブリックコメントの実施（平成 27 年 6 月 1 日から 6 月 30 日）
- (2)パブリックコメントの実施結果の公表（平成 27 年 7 月中旬頃）
- (3)条例改正議案の提出（平成 27 年 9 月定例会議を予定）

4 関連情報

- 島本町の関連ホームページ

http://www.shimamotocho.jp/gyousei/kakuka/sougouseisakubu_sintaisei/seisakukikakuka/mynumber/index.html

（マイナンバー制度の紹介）

http://www.shimamotocho.jp/gyousei/kakuka/sougouseisakubu_sintaisei/komyunithisuisinka/kojinjouhouhogoseido/index.html

（個人情報保護制度の紹介）

- 国の関連ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>（内閣官房）

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>（国税庁）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html>

（厚生労働省）

<http://www.ppc.go.jp/>（特定個人情報保護委員会）